

# 仕 様 書

第五管区海上保安本部

## 1 契約件名

特高速内燃機油（4号）ほか2点買入（単価契約）徳島・美波地区

## 2 品名、規格、数量

品 名	規 格	単 位	予定数量	備 考
特高速内燃機油 （4号）	カストロール HLX40 （18Lペール缶）	リットル	792	当庁船舶
特高速内燃機油 （4号）	カストロール HLX40 （209Lドラム缶）	リットル	3,344	当庁船舶
特高速内燃機油 （4号）	カストロール HLX30 （18Lペール缶）	リットル	558	当庁船舶

## 3 納入場所及び方法

- （1）納入要求に基づき、徳島小松島港及び日和佐港並びに指定する場所に停泊中の指定する巡視船艇等（以下「本船」という。）、または指定する倉庫に納入すること。
- （2）本船が造船所に入渠中の場合は、入渠する造船所に納入すること。
- （3）納入の際は本船に損傷を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。

## 4 試験成績表等の提出

担当官等から試験成績表、出荷証明書等の品質検査に必要な書類の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

## 5 品質検査

燃料油搭載に際しては、海上保安庁船舶燃料油類検査等要領に基づく検査を受けること。

検査の結果不合格となったときは、直ちに上記2に定める規格品の製品と交換すること。

## 6 納入検査

納入に当たっては、検査職員の検査を受けること。

## 7 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間

8 代金の支払方法

1ヶ月毎に納入数量を取りまとめ、請求すること。

9 その他

(1) 第1項の数量は、予定数量を示したものである。

(2) 船舶燃料搭載に際しては、関係法令等を遵守すること。

(3) 納入日時、場所、数量を指定し、発注及び変更等の通知があった場合は、担当官等と調整し、これに応じること。

(4) 担当者 徳島海上保安部管理課 渉外係長

TEL 0885-33-2246